

令和2年4月30日

都道府県  
各指定都市衛生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった  
医療関係施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、令和2年度補正予算により、

- ・ 融資に必要な原資を1,250億円積み増し（2,594億円から3,844億円）
- ・ WAMの財政基盤を強化するため41億円の政府出資（無利子・無担保融資を行うためにWAMへ出資するもの）

を行うとともに、優遇融資の条件について、償還期間の延長等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった医療関係施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記及び（別紙）記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）	
<a href="https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/">https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/</a>	
新規貸付	●開設地が東日本（北海道～三重県）： 東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課 TEL 03-3438-9940 TEL 03-3438-9934 FAX 03-3438-0659
	●開設地が西日本（福井県～鹿児島県）：大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219 FAX 06-6252-0240
既往貸付	東京本部 顧客業務部 顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248
お問い合わせフォーム： <a href="https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-iryu-tabid-2375/">https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-iryu-tabid-2375/</a>	



**【担当連絡先（自治体担当者向け）】**

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671）

直通電話：03-3595-2261

## 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった

### 医療関係施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、償還期間の延長及び既往貸付金に係る返済猶予期間の延長を行います。

※今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

※既にご契約いただいている法人には、福祉医療機構から償還期間の延長手続きを行うかどうかについて、後日改めて確認の連絡をさせていただきます。


#### ○長期運転資金

	通常の融資	従来 <sup>1</sup> の優遇融資	本件による優遇融資の更なる拡充
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内 (6か月以内)	10年以内 (5年以内)	15年以内 (5年以内)
貸付利率 (令和2年4月日現在)	0.806%	《当初5年間》 ・1億円まで：無利子 ・1億円超の部分は 0.200% 《6年目以降》0.200%	《当初5年間》 ・1億円まで：無利子 ・1億円超の部分は 0.200% 《6年目以降》0.200%
貸付金の限度額	老健： 1,000万円 診療所： 300万円	病院：7.2億円 老健・介護医療院：1億円 それ以外の施設：4,000万円 (貸付金額3億円までは 無担保で融資が可能)	病院：7.2億円 老健・介護医療院：1億円 それ以外の施設：4,000万円 (貸付金額3億円までは 無担保で融資が可能)

(※) 既往貸付金については、当面6か月の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

(再掲：独立行政法人福祉医療機構相談窓口)

独立行政法人福祉医療機構 (新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ)		
<a href="https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/">https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/</a>		
新規貸付	●開設地が東日本(北海道～三重県)： 東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課 TEL 03-3438-9940 TEL 03-3438-9934 FAX 03-3438-0659	
	●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219 FAX 06-6252-0240	
既往貸付	東京本部 顧客業務部 顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248	
お問い合わせフォーム： <a href="https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-iryu-tabid-2375/">https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-iryu-tabid-2375/</a>		